

5

ケアラーを支援するための具体的取組

1 【推進項目 i】 普及啓発の促進

(1) 現状と課題

周囲の関係者や地域住民がケアラー支援について理解を深め、支援の必要性に気づき、適切な支援につなげるためには、社会的認知度を向上させることが極めて重要とされています*。

また、ケアラー自身が悩みや負担を相談し、支援を求めることができることへの理解も必要となります。

道による実態調査の結果、ケアラー支援の認知度は十分高いとはいえないことが明らかとなっており、「家族が介護することは当たり前」といった意識を持つ人も少なくない中、支援が必要であっても対外的に相談できず、悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されています。

こうしたことから、ケアラーに関する道民の認知度を高め、適切な理解の促進を図っていく普及啓発の取組が重要となります。

〔※ 厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」〕

(2) 基本的な考え方（メッセージの方向性）

ケアラー支援は、家族介護の考え方や受け止め方は様々であり、絆の深まりや世代間の交流といったプラス面もある*という認識を前提に、過度な負担を負ったり、自分らしい暮らしを送ることができなくなる場合がある点を課題としているものです。

普及啓発に当たっては、この認識に立ち、家族介護が単に望ましくない、一律に解消されるべき問題であるといった価値観に基づくメッセージとならないよう留意する必要があります。

〔※ 日本看護協会出版会「家族看護学－理論と実践」〕

(3) 道による具体的取組

① 啓発資料の主題（メインコピー）

ポスター等の主題は、ケアラー個々の負担感や課題感は様々であることを念頭に、ケアラーの存在や立場などを道民が広く認知し、理解を深めていくことで、社会からの孤立を防ぎ、当事者とその家族が安心して暮らすことのできる環境づくりにつなげるため、次のメッセージを主題と位置付けています。

支える人を、ひとりにしない。

② 啓発資材の種類と内容（ポスター、ステッカー）

道では、ケアラー支援の認知度を向上させるとともに、条例の施行を周知し、支援が必要な場合の相談先を併せて掲載した啓発資材を作成しました。

この啓発資材は、掲示スペースなどを考慮して、ポスター・リーフレット・ステッカーの3種類とし、市町村や関係機関、医療機関、学校のほか、道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働により、コンビニエンスストアなどにも広く配布しています。



↑〔ポスター（ケアラー全般用）〕



↑〔ポスター（ヤングケアラー用）〕

➔〔ステッカー〕



③ 啓発資料の種類と内容（リーフレット）

ひとりではまず相談してください。

ケアラー（介護者）支援に関する相談先

子ども相談支援センター（北海道教育委員会（文部科学省））
 いじめ、学習障、本人虐待、親子関係、LD等、虐待、虐待の被害で発生した傷病がとれないなど、様々な悩みを相談できます。（毎日24時間対応）
TEL 0120-3882-56

児童相談所相談専用ダイヤル（北海道・厚生労働省）
 子どもケアラーなど子どもの権利に関する様々な相談を受け付けています。（毎日24時間対応）
TEL 0120-189-783

北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道）
 ヤングケアラーに関する専門相談窓口です。（平日9:45～17:30）
TEL 0120-516-086

高齢者の家族の介護や援助に関する相談（地域包括支援センター）
 最寄り地域包括支援センターにご相談ください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/h2/kof/117374.html>

障がいのある家族の介護や援助に関する相談（市町村窓口）
 お住まいの市町村の相談窓口にご相談ください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/M/AM/career.html>

令和4年4月
北海道ケアラー支援条例 施行

↑（リーフレット（表））

北海道ケアラー支援条例

地域社会全体で
ケアラーを支えることが必要です。

■ 基本理念（第3条）

- ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるときに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で豊かな生活を営み、及び将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。
- ケアラー支援は、ケアラーの年齢、暮らしている状況等に応じて適切に行われなければならない。
- ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を回りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。
- ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族に対する支援と一体的に行われなければならない。
- ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。

道のケアラー支援に関する
取組や詳細は、
こちらをご覧ください。

ひとりで抱え込まず、悩みや不安について
相談することが大切です。
▼▼▼ 相談先の一覧は、裏面へ ▼▼▼

↑（リーフレット（裏））

④ ホームページやSNSを活用した情報発信

道のホームページでは、条例本文や基本的施策に関連する事業のほか、実態調査の結果、有識者会議の開催状況など、ケアラー支援に関する取組状況を一体的に掲載することで、普及啓発を一層促進していきます。

→ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_shien.html



また、道庁のツイッターやブログ、知事のフェイスブックなどのSNSに加え、「広報紙ほっかいどう」など、様々な媒体を用いたケアラー支援の周知に引き続き努めていきます。

→ @PrefHokkaido



⑤ シンポジウムの開催

普及啓発が効果的に図られるためには、道による情報発信に限らず、ケアラー支援に携わる関係者や地域住民が広く集い、主体的に理解を深めることができる参加型のシンポジウムやフォーラムを開催することが有効です。

道では、条例制定前の令和3年に初めてケアラー支援を主題の一つとしたシンポジウムを開催したところであり、今後とも、こうした取組を通じて、普及啓発を一層推進していきます。

↓ 〔令和3年度に開催したシンポジウム〕

オンライン
無料開催

令和3年度（2021年度）高齢者の権利擁護を考える集い

今、あらためて考えるケアラーを取り巻く課題とこれから

～高齢者権利擁護の観点から～



日時：令和3年（2021年）11月18日（木）13:30～17:00

高齢者虐待防止法[※]が施行され15年を迎えました。地域における関係者・機関に期待される役割とネットワークの重要性について理解と認識を深め、ケアラー支援を含めた高齢者と介護者の権利擁護を考える集いを開催します。どなたでも事前申込不要で参加できます。

※ 正式名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」です。

時間	内容	講演者等
13:30～	開会・挨拶	※ 当日は、13:20 からお入りいただけます。
13:35～ 13:55	行政説明 「北海道のケアラー支援の取組について」	北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 介護運営担当課長 杉本 隼子
13:55～ 14:35	基調講演① 「コロナ禍における高齢者虐待への対応」	北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 井川 寿幸 氏（札幌ことぶき法律事務所 弁護士）
14:35～ 15:15	基調講演② 「ケアラーが抱える課題」	一般社団法人日本ケアラー連盟 理事 中村 健治 氏（北海道社会福祉協議会 事務局長）
15:15～ 15:30	休憩	
15:30～ 17:00	パネルディスカッション 「高齢者を守り、ケアラーを支援するためにできること」	<p>【コーディネーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 井川 寿幸 氏（札幌ことぶき法律事務所 弁護士） <p>【パネリスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人日本ケアラー連盟 理事 中村 健治 氏（北海道社会福祉協議会 事務局長） ○ 介護者支援ネットワークえべつケアラーズ 代表 加藤 高一郎 氏 ○ 栗山町 福祉総括兼福祉課長 森 英幸 氏
17:00	閉会	

視聴方法

① Youtubeライブ <https://youtu.be/BglxgvYxiWO>

② Zoomウェビナー <https://39live.jp/zoom>

資料

北海道のホームページ（11月15日（月）公開予定）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/85151.html>

主催・お問合せ先
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 電話：011-204-5176





⑥ 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働

普及啓発は、道民にとって身近な場所で行うことが最も効果的であるため、民間協働の枠組みを活用し、企業等の理解と協力を得ながら、今後とも普及啓発の取組に努めていきます。